

山梨県公報

第二千四百九十六号

平成二十七年

三月二十六日

木曜日

目次

○指定代理納付者の指定.....	一九九
○廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定.....	一九九
○山梨県森林保全巡視事業実施規程.....	一九九
○道路の区域変更(三件).....	二〇三
○道路の供用開始(三件).....	二〇三
○建築基準法に基づく道路位置指定.....	二〇四
○有害図書類の指定.....	二〇四
訓令	
○山梨県官報掲載事項報告規程を廃止する訓令.....	二〇五
公 告	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定.....	二〇五
○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(二件).....	二〇六
○農用地利用配分計画の認可.....	二〇七
○肥料の登録の有効期間の更新.....	二〇九
○基本測量の終了.....	二〇九
○開発行為に関する工事の完了について.....	二一〇
○甲府都市計画道路事業の施行について(三件).....	二一〇
○峡東都市計画道路事業の施行について.....	二一一
監査委員	
○監査の結果に関する報告の公表に係る告示の訂正.....	二一一

告 示

山梨県告示第八十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目七番一号

二 指定代理納付者に代理納付させる歳入

寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)

三 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類

次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード

Master Card

VISA

JCB

American Express

ダイナース

四 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

山梨県告示第九十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定区域 韮崎市穂坂町宮久保字上手沢五千八百九十七番一

二 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第二号

山梨県告示第九十一号

山梨県森林保全巡視事業実施規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県森林保全巡視事業実施規程

山梨県森林保全巡視事業実施規程(昭和五十二年山梨県告示第三十六号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規程は、森林の適正な保全を図るため、森林の保全のための巡視に関する事業(以下「森林保全巡視事業」という。)の実施について必要な事項を定めるもの

とする。

(森林保全巡視事業の対象地域)

第二条 森林保全巡視事業の対象地域は、次に掲げる地域のうち森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第三項に規定する民有林の存する地域(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第一項に規定する河川区域(同法第五十八条の二第一項の規定により指定されたものを含む)、同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域及び同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域を除く。)とする。

一 次に掲げる森林の存する地域

イ 森林法第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林

ロ レクリエーションのための利用者等が多く、林野火災、森林の産物の盗採等の森林被害が多発するおそれがある森林

ハ 自然的条件等により林野火災等の森林被害が発生する危険性の高い森林

二 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条の規定による認可に係る区域

三 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条の規定による認可に係る区域

四 山梨県土採取規制条例(昭和四十九年山梨県条例第三十二号)第三条第一項の規定による認可に係る区域

五 その他林務環境事務所長が必要と認める地域
(指導員等の設置等)

第三条 森林保全巡視事業を実施するため、林務環境事務所ごとに森林保全巡視指導員(以下「指導員」という。)及び森林保全推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 指導員は、推進員又は旧山梨県森林保全巡視事業実施規程(この告示による改正前の山梨県森林保全巡視事業実施規程(昭和五十二年山梨県告示第三十六号)をいう。)第三条第一項に規定する巡視員の経験を有し、かつ、森林保全巡視事業に係る各種の活動の遂行に必要な資質を有する者のうちから林務環境事務所長が選任する。

3 推進員は、第二条に規定する森林保全巡視事業の対象地域の地理等に精通し、かつ、森林の保全のための巡視に係る活動に必要な資質を有する者のうちから林務環境事務所長が選任する。

4 指導員の任期は、一年以内において林務環境事務所長が指定する期間とする。

5 推進員の任期は、三年以内において林務環境事務所長が指定する期間とする。

6 林務環境事務所長は、指導員又は推進員がその活動を行うことが困難であると認めるときは、解任することができる。

(指導員等の活動等)

第四条 指導員は、林務環境事務所長が指示した地域において、推進員が行う活動に対する指導及び森林被害の実態の把握に関する活動に従事するものとする。

2 推進員は、林務環境事務所長が指示した地域において、次に掲げる活動に従事するものとする。

一 森林法第十条の二第一項の許可に係る開発行為を行う者がある場合において、当該許可を受けているか否かを確認し、許可を受けず、又は許可の条件に違反していることを認めるときは、直ちにその旨を林務環境事務所長に報告すること。

二 立木の伐採を行う者がある場合は、林務環境事務所長に報告すること。

三 火入れを行う者がある場合は、林務環境事務所長に報告すること。

四 火災、風水害、動物害その他の災害の早期発見に努め、被災した森林を発見した場合は、直ちにその旨を林務環境事務所長に報告すること。

五 林野火災を予防するため、入山者及び通行者に対して、火気の取扱いを適正に行うよう指導すること。

六 森林の産物の盗採又は損傷、案内板、標識その他の公共施設の毀損等を発見した場合は、直ちにその旨を林務環境事務所長に報告すること。

七 採石法第三十三条、砂利採取法第十六条又は山梨県土採取規制条例第三条第一項の規定による認可に係る採取を行う者がある場合において、当該認可を受けているか否かを確認し、認可を受けず、又は認可の条件に違反していると認めるときは、直ちにその旨を林務環境事務所長に報告すること。

八 その他森林の保全に関すること。

3 指導員又は推進員は、第一項又は前項に規定する活動を行うときは、指導員にあつては第一号様式による腕章を、推進員にあつては第二号様式による腕章を着用し、かつ、指導員にあつては第三号様式による身分証明書を、推進員にあつては第四号様式による身分証明書を携帯するものとする。

4 指導員は、活動を行った日の属する月の翌月十日までに、その行った活動の内容について、別に定める様式により林務環境事務所長に報告するものとする。

5 推進員は、別に定める期日までに、その行った活動の内容について、別に定める様式により林務環境事務所長に報告するものとする。

第五条 林務環境事務所長は、別に定める様式に従い、毎年度、森林保全巡視事業の実施に係る計画書を作成し、別に定める期日までに森林環境部長に提出するものとする。

2 林務環境事務所長は、別に定める期日までに、森林保全巡視事業の実施状況について、別に定める様式により森林環境部長に報告するものとする。

附則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

第1号様式 (第4条関係)

	←----- 40センチメートル -----→	
↑----- 10センチメートル -----↓	森林保全巡視指導員 山梨県	○ ○

第2号様式 (第4条関係)

	←----- 40センチメートル -----→	
↑----- 10センチメートル -----↓	森林保全推進員 山梨県	○ ○

第3号様式 (第4条関係)

↑ 6センチメートル ↓	←----- 9センチメートル ----->	
	第 号	
身分証明書		
氏名		
年 月 日 生		
上記の者は、山梨県森林保全巡視指導員であることを証明する。		
年 月 日交付 (有効期限 年 月 日)		
林務環境事務所長 印		

第4号様式 (第4条関係)

↑ 6センチメートル ↓	←----- 9センチメートル ----->	
	第 号	
身分証明書		
氏名		
年 月 日 生		
上記の者は、山梨県森林保全推進員であることを証明する。		
年 月 日交付 (有効期限 年 月 日)		
林務環境事務所長 印		

山梨県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く）において、この告示の日から平成二十七年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 韮崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	新	旧	
中央市二町畑字川久保八三三番の三地先から 中央市二町畑字川久保二〇番の二地先まで	七・一〇 二一〇・〇	九・二〇 三二六・一	八一・〇

山梨県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く）において、この告示の日から平成二十七年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 韮崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		

中央市二町畑字芝原八九五番地先から
中央市町之田字天満一六九番の三地先まで

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	新	旧	
	八・〇〇 一六・〇	八・〇〇 二二六・九	七五・八

山梨県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十七年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町丸滝字宮の前五二五番の一地先から 南巨摩郡身延町丸滝字宮の前五五〇番の三 二地先まで	一〇・二〇 二二七・〇	一〇・八〇 二二〇・八	一一二・七	

山梨県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十七年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	光子沢大野線	南巨摩郡身延町清子字天神三四 五番の一地先から 南巨摩郡身延町清子字天神三四 四番の六地先まで		二三・五	平成二十七年三月二十 六日
		南巨摩郡身延町清子字門原一七 二番の一地先から 南巨摩郡身延町清子字門原一六 八番の一地先まで		二六・四	

山梨県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一三七号	富士吉田市旭三丁目三八八番の 一地先から 南都留郡富士河口湖町河口字谷 抜二二七番の四地先まで		四二九四・二	平成二十七 年三月二十 七日

山梨県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年四月十六日まで一般の縦覧

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町河口字湖 辺三二二番の一地先から 南都留郡富士河口湖町河口字鯉 ノ水六八〇番の一地先まで		九五六・一	平成二十七 年三月二十 七日

に供する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後藤 齋

山梨県告示第九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図面は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 指定の年月日
平成二十七年三月二十六日
- 二 指定道路の位置
南アルプス市野牛島字居村千九百十二番九、榎原字天神八百六十三番四十六
- 三 指定道路の幅員
最大幅員六・〇メートル 最小幅員六・〇メートル
- 四 指定道路の延長
四十八・二七メートル

山梨県告示第九十九号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十七年三月二十六日から施行する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	裏モノJAPAN3月号別冊 夢をかなえるクスリ2000	発行 所	鉄人社
	無敵恋愛 S* girl 3月号増刊 禁断 Lovers MAX VOL.12		ぶんか社
	mini SUGAR 3月号		秋水社
	Boy, s ピアス 3月号		マガジン・マガジン
	aya 3月号		宙(おおぞら) 出版
	裏モノJAPAN 4月号		鉄人社

二 指定する理由
著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等
青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

訓 令

山梨県訓令甲第二号

本 出 先 機 関 庁

山梨県官報掲載事項報告規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県官報掲載事項報告規程を廃止する訓令

山梨県官報掲載事項報告規程(昭和二十九年山梨県訓令甲第八号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。
平成二十七年三月二十六日
山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社環境 管理コンサル タント	加納岩調剤薬 局	山梨県山梨市上神内 川千百二十六番地二	介護予防居宅療 養管理指導(み なし) 居宅療 養管理指導(み なし)	平成二十七 年一月一日
有限会社グッ トケア	デイサービス センター「す みよし」	山梨県甲府市住吉五 丁目二十一番一号	介護予防通所介 護 通所介護	同
社会福祉法人 富士厚生会	デイサービス センターつく し	山梨県甲府市西高橋 町二百七十七番地	介護予防通所介 護 通所介護	同
同	特別養護老人 ホームソレイ ユ甲府	山梨県甲府市西高橋 町二百七十七番地	介護老人福祉施 設	同
同	シヨートステ イソレイユ甲 府	山梨県甲府市西高橋 町二百七十七番地	介護予防短期入 所生活介護 短 期入所生活介護	同
同	居宅介護支援 事業所ソレイ ユ甲府	山梨県甲府市西高橋 町二百七十七番地	居宅介護支援	同
株式会社ツク イ	ツクイ富士吉 田	山梨県富士吉田市上 吉田九百七十二番地	介護予防通所介 護 通所介護	同

社会福祉法人 平成福祉会	デイサービス ラヴィータ	山梨県大月市猿橋町 桂台一丁目百番地一	介護予防通所介 護 通所介護	同
孔 俊樹	わかくさ歯科	山梨県南アルプス市 加賀美二千六百二十 六番地	介護予防居宅療 養管理指導(み なし) 介護予 防通所リハビリ テーション(み なし) 介護予 防訪問リハビリ テーション(み なし) 介護予 防訪問看護(み なし) 居宅療 養管理指導(み なし) 通所リ ハビリテーショ ン(みなし) 訪問リハビリテ ーション(みな し) 訪問看護 (みなし)	平成二十七 年一月五日
有限会社北嶋	きたじま苑	山梨県笛吹市八代町 北千六百十六番地	介護予防短期入 所生活介護	平成二十七 年一月九日
株式会社笑が お	ヘルパーステ ーションこみ ち	山梨県甲府市上曾根 町二千三百九十五番 地	介護予防訪問介 護 訪問介護	平成二十七 年一月二十 二日
和音デイスアー ビス合同会社	和音デイスアー ビス	山梨県甲斐市富竹新 田四百十六番地五	介護予防通所介 護 通所介護	平成二十七 年一月二十 七日

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三
条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定
により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字大指八四六〇の乙八一	水越福本
南都留郡道志村字大指八四六〇の三七（次の図に 示す部分に限る。）	佐藤信治
南都留郡道志村字大指八四六〇の乙七三	佐藤久右工門、佐藤峯松、佐 藤乙松、佐藤共治、佐藤芳藤、 佐藤辰治郎、佐藤浅太郎、佐 藤菊松、佐藤隆雄、佐藤理右 工門、佐藤帛一、佐藤勇次郎、 佐藤由太郎、佐藤藤太郎、佐 藤幸太郎、佐藤倉吉、佐藤才 太郎、佐藤谷五郎、佐藤文作、 佐藤崑八、佐藤寿吉、佐藤彦 太郎、佐藤伝長、佐藤昌三郎、 佐藤甫五郎、佐藤鷲之助、佐 藤照為、佐藤金治郎、佐藤幸 作、佐藤台治郎、佐藤茂作、 佐藤国太郎、水越小三郎、水 越勇右工門、水越久米治郎、 水越辰治郎、杉本軍治郎、杉 本甚兵衛、杉本柄一郎、杉本 国太郎、佐藤小左工門、佐藤 京之助

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 四 保安林の指定施設要件変更の告示
平成二十七年三月二日農林水産省告示第四百五十六号

● 指定施設要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士河口湖町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施設要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施設要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡富士河口湖町河口字入山二六四九の二、二六四九の四	梶原憲之

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施設要件変更の告示

平成二十七年三月二日農林水産省告示第四百六十五号

● 農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所 在	面積（平方メートル）
堀内 治	富士吉田市	富士吉田市上吉田字久根ノ内九十番	二、七六七
富士山の銘品株式会社	富士吉田市	南都留郡鳴沢村字的場一番三外十一筆	五、一五六
佐藤 秀次	都留市	都留市大原字大原百三十六番一外三筆	四、九三八
林 一姫	山梨市	山梨市市川字神ノ木二百十八番	一、三六六
有限会社ピーチ専科ヤ	山梨市	山梨市正徳寺字今川六百九十三番二外一筆	一、八九三

マシタ	桐原 一夫	山梨市	山梨市三ヶ所字榎田百六十五番一外三筆	三、五一四
美	前田 佳代	山梨市	山梨市下石森字井ノ尻二百五十三番一外二筆	一、四七五
小野 新一	山梨市	山梨市	山梨市下石森字屋敷添千七百七十七番一外五筆	三、一二二
久保田 英雄	山梨市	山梨市	山梨市牧丘町隼字笹窪千九十三番三外一筆	五、八七〇
遠山 富彦	山梨市	山梨市	山梨市江曾原字角久保九百九十七番一	一、二三四
有会社社営 農塾マルニ	山梨市	山梨市	山梨市一宮町千米寺字山道添八百八十一番一外一筆	一、五〇六
塚原 雅樹	南アルプス市	南アルプス市	南アルプス市下今諏訪字金丸三百二十五番一外一筆	一、〇九一
有会社社梶 原農場	北杜市	中央市	中央市浅利字熊之原三千六百八十番	一、六四〇
本間 有喜	甲斐市	甲斐市	甲斐市穴山町字重久五千八百四十五番一外二十六筆	一四、九四七・二九
株式会社あ ぐりトップ	笛吹市	北杜市	北杜市大泉町谷戸字五里畑五千二百三十一番	二、二四九
株式会社丸 章ファーム	笛吹市	笛吹市	笛吹市御坂町上黒駒字神ノ木千二十一番外一筆	一、九二二

橘田 芳彦	笛吹市	笛吹市	笛吹市御坂町八千蔵字赤根四百四番	三六四
埴原 義雄	笛吹市	笛吹市	笛吹市御坂町井之上字天神前千八番一	八八六
前島 敏彦	笛吹市	笛吹市	笛吹市一宮町土塚字西腰巻四十九番外四筆	二、七五九・九八
農業生産法人 人葡萄専心 株式会社	笛吹市	笛吹市	笛吹市八代町南字風池千七百六十一番外三筆	一、一四九
奥山 信男	笛吹市	笛吹市	笛吹市八代町米倉字金山千七百五十八番外七筆	二、三六〇
齊藤 益雄	笛吹市	笛吹市	笛吹市八代町米倉字御所七百三十四番一外一筆	一、一七五
依田 謙太郎	笛吹市	笛吹市	笛吹市一宮町塩田字道者街道五百七十番二外一筆	三三四
荻野 宝	笛吹市	笛吹市	笛吹市御坂町大野寺字横田四百八十七番一	六二五
石井 貴広	笛吹市	笛吹市	笛吹市御坂町大野寺字横田五百四十七番外一筆	一、九六一
御崎 昭男	笛吹市	笛吹市	笛吹市御坂町大野寺字向田九百四十一番一	七七三
カルタロツ ト株式会社	笛吹市	南都留郡	南都留郡鳴沢村字家上川原二番八外四十一筆	二二、二九七
清水 喜久夫	甲州市	甲州市	甲州市塩山牛奥字反田千九百八十三番外一筆	九六七

片切 寛	甲州市	甲州市塩山熊野字摩王千三百五十二番一外二筆	一、三九三
有限会社ぶどうばたけ	甲州市	甲州市勝沼町上岩崎字弘前八百七十六番	一、六四一
田中 久忠	中央市	中央市大鳥居字釜池四千三十八番一外三筆	四、四九二
内藤 義人	中央市	中央市大鳥居字宇山平四千二百三十五番外三筆	二、一九三
清地 啓治	中央市	中央市大鳥居字久保田五千八百六十一番一外二筆	二、五六四
樋泉 卓	中央市	中央市布施字道下四千二十三番一外一筆	二、〇六九
森 聡	西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町山保字枋久保八千六百四十五番一外五筆	六、三三一
丹沢 正彦	西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町上野字矢作千七百六十七番	一、九五九
池川 雄二	西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町上野字籠鼻九百三十八番一外十筆	六、八八九
株式会社桑郷	西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町市川大門字上原四千五百六十九番一外十四筆	八、七七二
ふじかわ農業協同組合	南巨摩郡富士川町	南巨摩郡南部町中野字東町裏二千二百七十三番二外十	九、二一六

サミット株式会社	東京都杉並区	北都留郡丹波山村字起成畑六百四十四番外二筆	一、一六四
峯尾 正和	東京都八王子市	中央市成島字二又九百六番外十三筆	一一、六二九
川上 秀実	長野県南佐久郡川上村	斐崎市穴山町字重久六千五百三十四番三外三筆	五、一一六

（詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部農村振興課に備え置いて縦覧に供する。）
 二 認可年月日
 平成二十七年三月二十四日

● 肥料の登録の有効期間の更新
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新をした。
 平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	保証成分以外規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
山梨県第十九号	家庭園芸用複号肥料	バイタルグリン五〇〇	窒素全量〇・五% 水溶性加里〇・五%	公定規格 おりの	関東食研株式会社 東京都墨田区緑四丁目二三番四号	平成三十年三月三十一日

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 基本測量（ジオイド測量）
- 二 測量の地域 南アルプス市及び南都留郡富士河口湖町
- 三 測量の期間 平成二十六年五月二十日から平成二十七年二月二十八日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 北杜市白州町鳥原字向林二九一三の一の一部並びに字輿石三〇一二の一部、二七九一の一、三〇一三の二、三〇一三、三〇一四、三〇一五、三〇一七、三〇一八の二、三二一九の一、三三二〇の一、三三三九の一及び三三四〇の区域。
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 北杜市白州町鳥原二千九百三十一 サントリースピリッツ株式会社 白州蒸溜所
 工場長 小野 武
 北杜市白州町鳥原二千九百三十一 サントリープロダクツ株式会社 天然水南アルプス白州工場 工場長 喜田 哲永

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 都市計画の種類及び名称
 甲府都市計画道路事業三・四・一一号 田富町敷島線
- 二 施行者の名称
 山梨県
- 三 事務所の所在地

- 四 事業地の所在
 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
 収用の部分 山梨県甲斐市大字天下条字泉尻及び字金ノ尾
 使用の部分 変更なし

● 甲府都市計画道路事業の施行について
 甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 都市計画の種類及び名称
 甲府都市計画道路事業三・四・一一号 田富町敷島線
- 二 施行者の名称
 山梨県
- 三 事務所の所在地
 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地の所在
 収用の部分 変更なし
 使用の部分 変更なし

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 都市計画の種類及び名称
 甲府都市計画道路事業三・四・三三三号 大手二丁目浅原橋線及び三・四・四号 城東三丁目穴切線
- 二 施行者の名称
 山梨県
- 三 事務所の所在地
 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地の所在
 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

● 峡東都市計画道路事業の施行について
峡東都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年三月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 都市計画の種類及び名称

峡東都市計画道路事業三・五・一号 塩の山西広門田線

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所の所在地

山梨県甲州市塩山上塩後一三三九番の一 峡東建設事務所

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

監査委員

● 監査の結果に関する報告の公表に係る告示の訂正

平成二十七年二月二十五日付山梨県監査委員告示第一号（監査の結果に関する報告の公表）7 監査の結果中、県土整備部大門・塩川ダム管理事務所表中「ものが2件あった」とあるのは「ものがあつた」に訂正する。

平成二十七年三月二十六日

山梨県監査委員

芦 沢 幸 彦

同

中 込 孝 元

同

石 井 脩 徳

同

望 月 勝

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番